

【新型コロナウイルス感染症にかかる電話健康相談窓口の拡充について】

●市民の感染拡大防止及び不安軽減に努める。

段階	基準	市の健康相談窓口について	見直し基準
1	日本国内で感染者が発生	[健康相談窓口] 平日のみ	
2	宮城県内で感染者が発生 ⇒疫学調査で追跡可能 (数名の発生)	健康推進課 各総合支所保健福祉課	
3	宮城県内で感染者が発生 ⇒感染源が不明で 市中感染の疑いあり	[開設時間] 8:30~17:00	
4	石巻圏域 (東松島市・女川町)で 感染者が発生した場合	[健康相談窓口] 平日のみ ・健康推進課 [開設時間] 8:30~19:00 ・各総合支所保健福祉課 [開設時間] 8:30~17:00	石巻圏域での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。
5	石巻市内で発生した場合 石巻圏域で感染者が多数 発生した場合(蔓延期)	[健康相談窓口] ・健康推進課 [開設時間] (平日) 8:30~19:00 (土日・祝日) 9:00~17:00 ・各総合支所保健福祉課 [開設時間] 平日のみ 8:30~17:00	石巻市内での感染拡大 が3週間見られない場合 は一つ段階を下げる。

※相談体制は概ね3週間単位で状況により検討する。